

岸本町・溝口町合併協議会 第22回会議

日時 平成16年9月8日(水)午後2時から

場所 岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

- (1) 西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合の申請について 2
- (2) 出前説明会の開催状況について 15

4. 協議事項

- (1) 新町の町章の募集方法について 23
- (2) 平成16年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算(2号)について . . . 29

5. 提案事項

- (1) 新町の町章の決定方法について 32

6. その他

- (1) 次回開催日について

(案) 10月20日(水)午後2時から 溝口町中央公民館 大会議室

7. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河合 勝	岸本町長
副会長		住田 圭成	溝口町長
委員		石田 保	岸本町助役
		圓山 和紀	溝口町助役
	2号委員 (議会関係)	西村 忠	岸本町議会
		下村 有象	岸本町議会
		西郷 一義	岸本町議会
		野坂 明典	岸本町議会
		箕矢 静人	溝口町議会
		入江 正美	溝口町議会
		田中 宏	溝口町議会
		浦部 要右	溝口町議会
	3号委員 (学識経験者)	池田 義則	岸本町学識経験者
		大前 直	岸本町学識経験者
		山西 敦	岸本町学識経験者
		秋田 壽江	岸本町学識経験者
		白石 鉄平	岸本町学識経験者
		中野 喜弘	溝口町学識経験者
		松本 和三	溝口町学識経験者
		南葉 正明	溝口町学識経験者
		小谷 勢津子	溝口町学識経験者
監査委員		大森 正人	溝口町学識経験者
		高塚 一男	岸本町代表監査委員
		森谷 淳	溝口町監査委員

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	齐下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

報告第1号

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合の申請について

このことについて、別紙のとおり県知事に申請したことを報告する。

平成16年9月8日

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

発岸総第号 89号
発溝第号 490号
平成 16年 8月 20日

鳥取県知事 片山善博様

岸本町長 河合 勝

溝口町長 住田 圭成

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 1 日から西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって伯耆町を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第 1 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要
- 第 2 新町の名称及び事務所の位置
- 第 3 関係町の議会の議決書及び会議録の写し
- 第 4 協議書の写し
- 第 5 合併協定書（新町建設計画を含む。）
- 第 6 関係町の現況表
- 第 7 関係図面

第1 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要

1 廃置分合を必要とした理由

(1) 位置と地勢

新町は鳥取県西部に位置し、県庁所在地の鳥取市から約 **100km**、県西部の中心都市である米子市から約 **8km** の距離にある。大山隠岐国立公園の秀峰大山の西側に位置し、東に大山町及び江府町、西に西伯町と会見町、南に日野町、北に米子市及び大山町にそれぞれ接している。

町内を県下三大河川の一つである一級河川日野川が南北に流れており、その流域に平坦部を形成している。東部から北東部にかけては、大山山麓の形成する柵水高原から水無原に連なる高原地帯となだらかな丘陵地が広がっている。南東部は溪谷状をなしており、南部から南西部にかけては中国山地の連山に囲まれた山間地を形成している。

(2) 面積

新町は、東西に **15.2km**、南北に **18.7km** で、面積は **139.5km²** である。

土地利用の状況は、山林・原野等が約 **69%**、田・畑が約 **14%**、宅地が約 **3%** となっている。

(3) 人口・世帯

平成 **12** 年国勢調査によると、新町の総人口は **12,663** 人で、平成 **7** 年の国勢調査に比べ **46** 人、**0.4%** の減少となっている。世帯数は、平成 **12** 年が **3,596** 世帯で、平成 **7** 年に比べると **196** 世帯、**5.8%** 増加している。

1 世帯当たりの人口は、平成 **12** 年が **3.5** 人で平成 **7** 年が **3.7** 人であり、核家族化が進行している。

年齢階層別の構成は、**15** 歳未満の年少人口の割合が **13.2%**、**15**～**64** 歳の割合が **59.6%**、**65** 歳以上の老年人口の割合が **27.2%** となっており、少子高齢化が進行している。

また、**20**～**34** 歳までの人口が少なくなっており、就学や就職を契機として若年層が町外に流出している。

(4) 2町の沿革

昭和の合併		廃置分合	明治22年町村制施行
西伯郡岸本町 (昭和30年)		西伯郡大幡村 幡郷村	会見郡 大幡村 幡郷村
		日野郡八郷村 (明治45年)	日野郡 日吉村 吉寿村
日野郡溝口町 (昭和29年)	日野郡溝口町 (昭和6年)	日野郡溝口村 (大正3年)	日野郡 溝口村 金岩村 栄村
		日野郡旭村	日野郡 旭村
	日野郡二部村 (大正10年)		日野郡 二部村 野上村
	日野郡日光村 (大正7年)		日野郡 金澤村 米原村

(5) 廃置分合を必要とした理由

岸本町と溝口町は、大山・日野川といった共通の自然環境・資源を持っている。近年では、両町とも、この恵まれた自然環境を利用した観光・リゾートなどで、相互に連携を図りながら町づくりを行ってきた。

また、それぞれの所属する郡は異なるものの、各行政部門でも連携し住民サービスの向上を図ってきている。

両町の交流は、行政のみならず住民同士でも活発に行われている。これは、古くは出雲街道、現在では国道181号、JR伯備線、米子自動車道など主要な交通手段が同一であることに起因している。

一方、両町の行政の現状は、地方分権の推進、交通利便性の向上や情報通信網の発達による住民の日常生活圏の拡大、行政区域を越えた行政需要、社会環境の変化による住民ニーズの多様化などの今日的要因に対して、従来の行政体制や行政間の連携だけでは対応が困難になってきている。これに加えて、少子高齢化の進行に伴う福祉や社会保障に対する需要の増大や長期化する景気低迷による税収入の減少などによって、財政状況は厳しさを増しており、よりよい住民サービスを提供するためには、抜本的対策が必要となってきた。

このため、様々な問題に総合的に対応しつつ、住民サービスの維持・向上が図れ、一体的な町づくりが可能な適正規模となる両町の合併を行うこととしたものである。

2 廃置分合に至る経緯及び概要

溝口町は、平成 14 年 6 月に市町村合併に関する住民説明会を 3 回行なった後、同年 7 月に合併の枠組みに関する住民アンケートを行なった。同年 10 月 4 日には、溝口町議会市町村合併問題調査特別委員会は、住民アンケートの結果に基づき岸本町と合併することについて岸本町の結論を待って決定することを確認した。

岸本町では、平成 14 年 5 月から 6 月に市町村合併に関する説明会を 5 回開催した。平成 15 年 1 月 22 日に岸本町長が岸本町議会合併調査検討特別委員会で溝口町との 2 町合併を表明し、議会では 2 町合併の賛否を問う住民アンケートを行うこととした。その結果、同年 2 月 13 日に議会特別委員会で、住民アンケートで支持された溝口町との 2 町合併を推進することを決定した。

平成 15 年 3 月 20 日に両町議会において、岸本町・溝口町合併協議会の設置について可決し、同年 4 月 1 日に岸本町・溝口町合併協議会を設置。

平成 15 年 5 月 9 日に第 1 回の協議会を開催した。以後 21 回の協議会をはじめ、合併まちづくり委員会、新町名称小委員会、新町事務所位置小委員会、新町議会議員等の定数及び任期小委員会など延べ 28 回の委員会開催や、「まちづくりアンケート」「合併シンポジウム」などを実施し、新町合併まちづくり計画や新町名称、事務所位置など合併に関する 26 項目について調整してきた。

平成 16 年 8 月 17 日に合併協定の調印を行い、同日、両町議会において合併関連議案が可決された。

第 2 新町の名称及び事務所の位置

1 新町の名称

新町の名称は、伯耆町（ほうきちょう）とする。

2 新町の事務所位置

新町の事務所の位置は、現在の岸本町役場の位置（西伯郡岸本町吉長 37 番地 3）に置くものとし、現在の溝口町役場の位置に分庁舎を置くものとする。

第 3 関係町の議会の議決書及び会議録の写し（別紙 1 のとおり）

- (1) 岸本町及び溝口町の廃置分合について
- (2) 岸本町及び溝口町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- (3) 岸本町及び溝口町の廃置分合により設置される伯耆町の議会の議員の定数に関する協議について
- (4) 岸本町及び溝口町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

第4 協議書の写し（別紙2のとおり）

- （1）財産処分に関する協議書の写し
- （2）廃置分合に伴う経過措置に関する協議書の写し
- （3）新町の議会の議員の定数に関する協議書の写し

第5 合併協定書（新町合併まちづくり計画を含む。）（別紙3のとおり）

第6 関係町の現況表（別紙4のとおり）

第7 関係図面（別紙5のとおり）

- （1）伯耆町全図

第 3 関係町の議会の議決書及び会議録の写し

添付資料省略

※平成16年第7回岸本町議会臨時会及び平成16年第5回溝口町議会臨時会で可決された議案（「岸本町及び溝口町の廃置分合について」「岸本町及び溝口町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」「岸本町及び溝口町の廃置分合により設置される伯耆町の議会の議員の定数に関する協議について」「岸本町及び溝口町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について」）の議決書及び両町臨時会の会議録の写しを添付

第 4 協議書の写し

添付資料省略

※財産処分に関する協議書の写し、廃置分合に伴う経過措置に関する協議書の写し、新町の議会の議員の定数に関する協議書の写しを添付

第 5 合併協定書（新町合併まちづくり計画を含む。）

添付資料省略

※合併協定書の写し及び新町合併まちづくり計画書を添付

第6 関係町の現況表

市町村現況表

区 分			新町	合併関係町		備考
				岸本町	溝口町	
人 口	平成 7 年国調	人	12,709	7,100	5,609	
	平成 12 年国調	人	12,663	7,271	5,392	
	住 基 台 帳	人	12,567	7,311	5,256	平成16年7月末現在
人 口 密 度		人/km ²	90.1	187.0	52.4	市町村面積調 住民基本台帳
世 帯 数	平成 7 年国調	戸	3,400	1,852	1,548	
	平成 12 年国調	戸	3,557	2,011	1,546	
	住 基 台 帳	戸	3,703	2,129	1,574	平成16年7月末現在
人 口 増 加 率		%	-0.4	2.4	-3.9	平成12年国調
区 域	面 積	km ²	139.5	39.1	100.4	東西・南北は緯度・ 経度から算出
	東 西	km	15.2	13.7	15.2	
	南 北	km	18.7	6.1	15.8	
産 業 状 況	第 一 次 産 業	人	1,286	577	709	平成12年国調
	第 二 次 産 業	人	1,975	1,091	884	
	第 三 次 産 業	人	3,706	2,342	1,364	
	そ の 他	人	7	4	3	
官 公 署 (名 称)			13	5	8	(名称は別紙に記載)
中 学 校 以 上 の 中 学 校	中 学 校		2	1	1	平成15年度 公共施設状況調査 (名称は別紙に記載)
	高 等 学 校		0	0	0	
	大 学		0	0	0	
文 化 施 設	図 書 館 (名 称)		1	0	1	平成15年度 公営企業状況調査
	博 物 館 (名 称)		1	1	0	
	公 会 堂 (名 称)		1	0	1	
	そ の 他		4	1	3	
公 営 企 業	上 水 道		3	2	1	平成15年度 公営企業状況調査
	下 水 道		6	3	3	
	病 院		0	0	0	
	観 光 施 設		1	0	1	
	そ の 他		0	0	0	
県 民 税	納 税 額	円	145,900,000	91,187,000	54,713,000	平成15年 市町村課税状況調
	1 人 当 た り	円	24,893	26,732	22,332	
町 民 税	納 税 額	円	329,609,000	208,242,000	121,367,000	平成15年 市町村課税状況調
	1 人 当 た り	円	56,199	60,996	49,517	
所 得 額	総 額	円	14,068,000,000	8,742,943,000	5,325,057,000	平成15年度 一般会計予算額
	1 人 当 た り	円	2,398,636	2,560,909	2,172,606	
前 年 度 予 算 総 額		千円	8,014,224	3,925,000	4,089,224	平成15年度 一般会計予算額
銀 行 ・ 金 融 機 関	本 店		0	0	0	平成16年6月末現在
	支 店		8	4	4	
会 社 ・ 工 場 (資 本 金 1000 万 円 以 上)			85	48	37	事業所統計調査
衛 生 施 設	病 院		2	1	1	医療施設調査 公共施設状況調査
	診 療 所		8	3	5	
交 通 状 態 普 及 状 況	鉄 道 駅 数		2	1	1	平成16年6月末現在
	路 線 バ ス (路 線 数)		11	9(5)	7	

官公署名称		
	岸本町	溝口町
国	岸本郵便局	溝口郵便局
国	八郷郵便局	日光簡易郵便局
国	-	二部郵便局
国	-	金屋谷簡易郵便局
県	大殿駐在所	溝口警察署
県	岸本駐在所	溝口駐在所
県	番原駐在所	二部駐在所
県	-	溝口家畜保健衛生所

文化施設名称		
	岸本町	溝口町
図書館	-	溝口町立図書館
博物館	岸本町立写真美術館	
公会堂	-	鬼の館
その他	岸本町立中央公民館	溝口町立溝口町中央公民館
その他	-	溝口町立二部公民館
その他	-	溝口町立日光公民館

第 7 関係図面

添付資料省略

※伯耆町全図 1 枚を添付

報告第2号

出前説明会の開催状況について

このことについて、別紙のとおり開催状況を報告する。

平成16年9月8日

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

出前説明会の開催状況

開催日	開催時間	開催団体	会場	参加者数
7月 22日 (木)	19:30 ~ 21:00	岸本町こしが丘区	こしが丘公民館	37
7月 30日 (金)	19:30 ~ 21:20	溝口町籠原部落	籠原公民館	9
8月 5日 (木)	19:30 ~ 22:00	PTA協議会	溝口町中央公民館	82
8月 20日 (金)	19:00 ~ 20:30	岸本町丸山区	丸山公民館	20
			計	148

出前説明会での質問・意見

月日	団体	項目	質問・意見	回答
7月22日	こしがが丘区	財産について	こしがが丘の公民館用地、運動公園用地は町の名義になっているが新町でもそのまま使えるか	現在のままでよい。 ただし、運動公園については町が公共事業として使用するようなことがあればお返しいただくことになるが、当面は予定がない。
7月22日	こしがが丘区	集落への補助金について	有線放送、電灯など集落に対する補助金は新町でも継続されるか	有線放送は集落に移管されたが、大規模な災害等の場合、補助が交付される。 その他の補助金については大半が現在のまま継続される。 ただし、町道は原則、町管理となるが、緊急なものの、小規模な修繕などは補助金が交付される。
7月22日	こしがが丘区	職員数について	新しい町の職員は現在のまま引き継ぐのか。 推計人口は、現実にはもっと減少するのだと思う。そうなれば職員も減少させるべきではないか。計画自体も具体性にかけている。定住促進のためには、企業誘致を推進していかなくてはならない。	一般職の身分は、合併特例法により新町に引き継ぐこととしている。 今後、退職者と採用者のバランスを考慮して全体数を150名程度に減少させていく予定。 まちづくり計画は新町でのまちづくりの方針を示したもの。具体的な事業などについては住民からの意見を盛り込んで新町で総合計画を策定していく。
7月22日	こしがが丘区	人件費について	民間はリストラが行われている。行政もそれを行っていただきたい。	人件費の削減は合併効果の1つでもある。合併前と比較すると特別職、議会議員等で約1億1千万円程度削減されていく。
7月22日	こしがが丘区	CATVについて	CATVの福祉利用をすすめてはどうか	現在、溝口町側で検討をすすめている。新町では、現在の自主制作番組が中海テレビのネットワークを通じて全町に放送されることになる。新町発足後、5年をメドに一元化にむけた検討をすすめる。
7月22日	こしがが丘区	写真美術館について	まちづくり計画に「写真美術館と鬼ミュージアムの有効活用」とあるが財政事情も苦しいのにみきりをつけていくことも大切ではないか	写真美術館は年間3万人の入場者がある。その人の流れをうまく利用していきたい。新町で検討していく。
7月22日	こしがが丘区	合併の枠組みについて	一部のエゴで小さい合併をしてよいのか。米子市を中心にした鳥取県西部地区はさらに沈滞してしまうのではないか	たしかに米子市を中心にした中核都市を目指していたが、さまざまな状況で実現しなかった。米子市の財政事情はかなりきびしい状況であり、それも考慮して判断していただきたい。
7月30日	籠原部落	郡所属について	日光地区は雪が深い。郡が変わり、除雪の所管が根雨土木から米子土木に所管が替わるのか。	所管が替わっても、現在の行政サービスが低下しないよう県には要望する。
7月30日	籠原部落	職員数について	一般の職員は現行のまま新町に引き継ぐことになっているが本庁舎と分庁舎の人員配置計画はどうなっているか。	現在、検討中である。
7月30日	籠原部落	庁舎について	分庁舎はいずれ、廃止になるのではないか。溝口町の合併のときもしばらくして日光支所は廃止になった。そうすると非常に不便になる。	住民の方に積極的に分庁舎を活用していただきたい。当面はこのままでいく。

出前説明会での質問・意見

月日	団体	項目	質問・意見	回答
7月30日	籠原部落	水道料金について	町から水道料金一元化に向けた説明があったが、答えを出していない。なのにもうすでに合併協議会で決まっているのか。	町から地元には、説明し了解をいただいたということで協議会へ提案し、承認してもらっている。しかし、実態として地元が了解いただいてないことを町に伝える。
7月30日	籠原部落	住民参画について	行政サービスが低下しないよう、住民の声を聞く場を設けていただきたい。	まちづくり委員会からも提言いただき、「協働のまちづくりプロジェクト」で住民まちづくり会議を設置するよう計画している。
7月30日	籠原部落	農業政策について	中山間地直接払い制度は継続するか。	新聞紙上でそのように報道されているようだ。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	遠距離通学費補助は全生徒のうちどれくらいの生徒に出ているのか。また、対象になる生徒のうち何パーセントの生徒が助成してもらっているのか。補助を受けている人の割合が少なければたいした金額にならないはずだ。	ここにデータがないため答えられない。くわしい資料が協議会には提出されており、ホームページで公開されているし、合併協議会の資料は役場や公民館で閲覧できる。また、岸本町の補助は該当する児童、生徒全員に定期券が配布されている。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	八郷小学校の現況についての説明で、助成金が11ヶ月補助が出ているところと6ヶ月、3ヶ月のところでは自己負担の金額が違うが、新たな制度では自己負担が一律で公平だという説明だった。実態は、バス定期補助が出る月はバスで通学して、それ以外の月は集団で徒歩通学しており保護者の負担はない。今の制度の方が公平である。小学校、中学校にお金がかかる家庭とかからない家庭があり不公平があるのはおかしい。どこに住んでいても等しく同じ条件で通学できるようにすべきだと思う。岸本町が行っている補助は、他の市町村と比べて特別な制度なのかそれを伺いたい。	学校統合などで遠距離から通学する場合、町が補助を出すことについて国がその財源を補償する制度がある。その基準は、小学校が4キロ以上で中学校が6キロ以上である。その基準から言えば岸本町の制度は他よりも手厚いと言える。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	遠距離から通学する生徒はお金がかかると言われる。今までお金がかからなかったが、合併するといきなり小学校は年間3万円、中学校は6万円かかり、兄弟合わせると年間10万円以上かかる家庭も出てくる。通学する距離が違うためにそのような状況が出てくるのは本当に平等と言えるのか。	通学する距離が違うのを全部平等にするのは難しい。ただ、溝口町の現状ではそれ以上に負担して通学されている方もいる。岸本町の現状と溝口町の現状は違っており、合併に当たりどちらの制度を採用するかという場合、住民に有利な制度ばかりにすることができればよいが、町の財政状況もあり全てでは困難である。保育料や水道料についても同様であり、財政状況を考えて高い方に調整している。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	8月17日の調印式の後もこの問題については継続して検討していくのか。	それ以降も継続して検討していかれると思う。最終的には17年度の予算要求の段階で具体的な補助制度を固めることになる。PTAから意見があれば意見をまとめていただき教育委員会に話をしてもらいたい。 ・補助金制度は一部の人が利益を受ける制度である。またその財源は住民からの税金である。したがって、住民の福祉上必要性が高いものは補助の割合を高くすることがあるが、基本的に岸本町の通学費のように個人負担がまったくないというのは制度の趣旨に反する。

出前説明会での質問・意見

月日	団体	項目	質問・意見	回答
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	溝口町の定期についての話があったが、最初は定期を利用していたがこれでは負担が多くやっていけないので途中から車で送り迎えするようになった。まわりも同じ状況である。田舎に住んでいくのは難しいと感じる。	そのような意見があればPTAの合併協議会で意見をまとめていただき要望していただければ良いと思う。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	どの集落も定期代の年間自己負担が31,680円であり公平であるという話があったが、自分のところは押口であり通学費はゼロである。通学費ゼロのところは大部分だと思うが、そこから考えるとゼロと31,680円と負担が今までより開いており不公平が広がっていると感じる。	見方を変えれば言われることももっともである。どこまでやれば公平かということもあるが、どこかで線を引かなければならない。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	岸本町番原に住んでいるが、資料では番原の中学校生徒は合併後は補助対象外で全て自己負担となっている。7月20日に行われた教育委員会の説明では、冬は自転車では通学できないので冬季特例を適用して補助をするという説明であったが、それはどうなっているのか。	この資料は7月19日の合併協議会に提出された資料であり、特例措置までは盛り込まれていない。合併協議会の後で教育委員会で特例措置を入れることを検討されており、冬季特例や低学年特例、徒歩加算などを考えておられる。ただし、それについてはまだ決定しておらず、今回はそこまで出していない。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	自分の集落は徒歩の距離が2キロ以上あるが、バスに乗る距離は2キロ未満なので補助がないということになっている。徒歩の距離についてはどうして考慮されなかったのか。	徒歩の距離についてどのように考慮するか議論はあったと聴いている。ただし、バス代のように目に見える形で保護者の負担が出てこないのが、溝口町が行っておられるバスの通学距離を基準にする制度になったのではないかと。ただし、徒歩の距離も考慮してほしいという意見があったことは伝える。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について		(事務局発言) ・皆さんの意見を聴いていると通学補助が大きな問題であることがよく分る。皆さんの意見は教育委員会あるいは町長に話しをする機会を作っていたときその場で直接話しをしていただきたい。我々も皆さんからこのような意見があったということは伝えるがそれでは不十分だと思う。 ・また、PTAでこのような制度内容でどうかという案を作られても良いと思う。

出前説明会での質問・意見

月日	団体	項目	質問・意見	回答
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	7月20日の教育委員会の説明会では、通学費補助の制度はこのように決まったという一方的な説明であった。住民や対象者に誠意もなく決まったことを押し付けるというやり方で、新しい町になって住民への説明責任の強化とか、誠意ある対応をしていただけが不安である。これだけの高額負担をして定期を買うことはできないので自家用車で送るということになればバスの利用者が減って空気を運ぶようになるがそれをどう考えるのか。財政は厳しくなるが岸本町の補助金は700万円くらいであり、これほど金額が出せないのか疑問である。安全性を考えればスクールバスが一番良いと思うがどうか。PTA合併協議会でも意見をまとめて要望を出していきたい。	いろいろ課題があることは認識している。その課題を良くするために努力をしていくとしか申し上げられない。岸本町は循環バスを走らせているが、定期代が高くて利用者が減ることも考えられる。ただし、交通弱者のため福祉対策としてバスを走らせており、利用者が少ないからやめるということではできない。 ・スクールバスを走らせることについては、非常に不効率であり現実的ではない。 登校時は始業時間に間に合うように各集落から学校にバスを走らせないといけないので多くのバスが必要となるとともに運転手もたくさん雇用する必要がある。それらは朝と下校時のみ必要で、それ以外の時間は使用されない。また、今まで路線バスに乗っていた子供たちが乗らなくなると路線バスの赤字がますます増えてバス補助金がたくさん必要になる。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	8月17日に調印ということであるが、この問題についてはもっと以前にPTAに協議があって、議論して合併協議会に上げるべき問題であると思う。ぜひ一度、教育部会の関係者がPTAの生の声を聴いて新しい制度を組み立ててもらいたい。その上で、こうしようかと納得して決めれば文句は言わないと思う。時間がないのなら、明日にでもそのようなことをしてもらいたい。それでも決まらなければ合併調印からこの項目を抜いてもらいたい。	合併調印では調整項目の大まかなことのみを協定する。遠距離通学の補助については合併後に新たに定めるということになっており、これからも引き続き検討していくことになっている。皆さんの意見も教育委員会にもぜひ話をしてもらいたい。
8月5日	PTA協議会	遠距離通学費補助について	溝口町では二部小学校と日光小学校については学校統合がなかったため通学費の補助が出ていない。新たな制度に移行するのに併せて、それらの小学校の児童も平等になるように制度を見直してほしい。	
8月5日	PTA協議会	その他	助成制度は新年度予算で決められるが、いつ頃までにPTAは意見をまとめて教育長あるいは町長に話をすれば間に合うのか。	いつという期限はない、いつでも良い。ただし、新年度予算に間に合わせるためには少なくとも年内にはする必要はある。
8月5日	PTA協議会	まちづくり計画について	合併まちづくり計画の合併の必要性に、 定住環境の充実と少子高齢化に向けたまちづくり・・・と書いてある。 また、合併の効果として 地域資源の活用による定住環境の充実・・・ということがうたっている。 義務教育や保育料について、全面的に対策を講じて、他の町村からも移住して住まわれるような対策をすべきだと思う。	教育関係施策が重要であるとともに、福祉施策も産業育成も重要。8つの重点プロジェクトを考えているがどこに重点を置くかは、新町になってから新しい町長と議会と住人の皆様で決定されることになる。新町では住民参画によるまちづくりを進めることになるので、住民の方におかれても積極的にまちづくりに参画していただきたい。

出前説明会での質問・意見

月日	団体	項目	質問・意見	回答
8月5日	PTA協議会	まちづくり計画について	まちづくり委員会の提言はまちづくり計画にどの点で活かされているのか教えてもらいたい。 岸本町で前倒しの事業実施があったが、それについて財政計画の見直しの必要があるのかないのか教えてもらいたい。	地域の人づくりプロジェクトの「図書館の整備」について提言があった。「循環バスの運行」についても多くの部会からも意見があった。住民参画の仕組みを作ってほしいという提言があり、「住民まちづくり会議設置」を盛り込んでいる。暮らしの安心プロジェクトの子育て支援制度の充実施策の1つとして、「乳幼児保育施設の設置」を盛り込んでいる。福祉部会からの提言として、「健やか安心センターの開設」も盛り込んでいる。また、岸本町の事業の前倒しについては、新町で予定していた事業を町の一般財源で実施したもので起債で実施して借金は新町に持ち越すというものではない。したがって、溝口町側としては新町でやる事業が減って助かったというべきもの。財政計画は、投資的経費を実施できる事業費ワクとしているので変更には必要はない。
8月5日	PTA協議会	字名について	岸本町大原に住んでいるが、溝口町にも大原がある。字名はどうなるのか。	大字の部分进行调整している。岸本町は大字大原であるが、溝口町の大原は大字ではなく住所標記はしない。溝口町の大原は大字では大倉と宮原である。
8月20日	丸山区	遠距離通学費補助について	遠距離通学費補助についての説明をお願いしたい。循環バスを通学時間に合わせて運行できないか。	PTAから強い要望があり、教育委員会が加算などを含めて制度を検討している。循環バスは週2回程度の運行なので通学時間に合わせたの運行することは出来ない。溝口町とのバランスも取らなくてはならない。
8月20日	丸山区	下水道事業について	下水道事業の1億円以上の赤字は当初の計画が悪いのか、加入率が悪いのか。本管のみの整備だけではなく、加入率を高めるような取り組みをしていただきたい。	将来、維持管理に必要な経費はまかなわれる予定。今後、加入率を高めていくよう努力する。
8月20日	丸山区	CATVについて	CATVの整備で各公民館へのインターネット整備を計画しているか。行政情報の提供や公民館の機能強化という観点から少なくとも公民館への整備を検討されてはどうか。	現在のところそのような計画はない。
8月20日	丸山区	住民活動の支援について	まちづくり計画書の中に、「住民活動を支援する」ということだが、それは助成金の支援か、人的支援か。	具体的な内容は決まっていない。
8月20日	丸山区	公民館活動について	合併に伴っての公民館活動はどうなるか。	すべて新町に引き継ぐことになる。体協は統合を支援していく。

出前説明会での質問・意見

月日	団体	項目	質問・意見	回答
8月20日	丸山区	職員数について	一般職員は何人ぐらいに削減される予定か。職員補充はどうか。課の数が多いようだが。	住民から職員を削減し、経費を節減した方がよいという強い要望がある。普通会計で、10年後の平成26年には140人弱の職員数を予定している。特別職が少なくなり、人件費で見ると合併後は年間で1億1千万円程度の減額となる。職員数は、10年間で目標数となるように退職者の補充を行う。課の数は他の同規模の団体を参考にした。
8月20日	丸山区	行政情報の提供について	住民サービスを高めていくためには、役場からの発信だけでなく、職員が多いうちは、出前的な形で定期的に役場から出掛けて説明会をしていただきたい。	
8月20日	丸山区	その他	下槇原は岸本町に入れることは出来ないか。	とくに地元からの要望もないようなので検討していない。

協議第1号

新町の町章の募集方法について

新町の町章の募集方法については、別紙のとおりとする。

平成16年9月8日提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

新町の町章の募集方法

1. 目的

新町（伯耆町）の町章を定めることにより、新町の一体感を醸成するとともに、新町で行う式典の際に掲げる町旗や印鑑登録証・封筒など各種発行物に使用するマークを合併時まで決定し、新町への移行を円滑にすることを目的とする。

2. 募集方法

- ・公募とする。
- ・応募者の資格は、案：岸本町・溝口町に在住、または勤務する者。
案：鳥取県内に在住、または勤務する者。
案：資格は問わない。
- ・一人で複数の応募も可とする。（ただし、用紙1枚につき1点の応募とする。）
- ・応募用紙の町章以外の記載事項は、氏名、郵便番号、住所、電話番号、図案の説明及び応募者が中学生以下の場合は保護者氏名とする。
- ・応募は、合併協議会事務局に持参、または郵送とする。（応募作品の返却はしない。）
- ・周知方法は、町広報誌、協議会だより、ホームページ等とする。

3. 募集期間

- ・平成16年9月15日から同年10月15日（必着）まで

4. 町章の要件

- ・新町の名称、風土、歴史、文化、または町の将来像をイメージしたものであること。
- ・町旗、バッジ、封筒などにも使用できるものであること。
- ・用紙の地色を含めて4色以内で、グラデーション（ぼかし、濃淡）を使用しないものであること。
- ・単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- ・都道府県章や他市町村章及び他商標等と類似していないものであること。
- ・自作で未発表のものであること。（他の市町村章に応募したものは、採用されていないものでも不可とする。）

5. その他

- ・賞品は、最優秀賞（採用作品）1点に賞金20万円、優秀賞（採用候補作品）4点以内に賞金各2万円とする。
- ・採用作品に関する著作権等一切の権限は、協議会及び新町に帰属するものとする。

参考資料 他の合併協議会での募集状況

項目	南部町	琴浦町
募集要件	新町名称及び新町歴史・文化またはイメージにふさわしいもの 町旗、バッジ、封筒等に使用できる4色以内。ぼかし・濃淡は使用不可 単色でもイメージ・安定感が損なわれない。 自作・未発表作品 他の地方公共団体章及び商標等と類似しないデザイン	新町名称及び新町将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」にふさわしいもの 町旗、バッジ、封筒等に使用できる4色以内。ぼかし・濃淡は使用不可 単色でもイメージ・安定感が損なわれない。 自作・未発表作品 他の地方公共団体章及び商標等と類似しないデザイン
募集方法	応募資格設定なし 複数応募可	応募資格設定なし 複数応募可
募集期間	平成 16.7.2～平成 16.9.10	平成 16.3.1～平成 16.4.30
応募方法	持参、郵送、電子メール(データ量1MB以下)による応募とし、デザインの趣旨(100字以内)、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を表記	持参、郵送、電子メール(データ量1MB以下)による応募とし、デザインの趣旨(100字以内)、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を表記
選定方法	一次審査：まちづくり委員 二次審査：南部町町章選定委員会(新町で組織。)で候補5点程度を決定 三次審査：住民アンケート 最終審査：アンケート結果を参考に選定委員会で決定 新町移行後に決定	一次審査：選定委員会で候補6点以内を選定 二次審査：合併協議会で決定
賞品	採用作品：賞金20万円と町特産物 優秀賞：5点以内賞金各2万円	採用作品：賞金20万円と町特産物 優秀賞：5点以内賞金各2万円
募集結果	募集中のため不明	町内 253点 県内他市町村 67点 県外 886点 合計 1,206点
選定結果	-	採用作品 1点(埼玉) 優秀賞 4点 (鳥取市、東京、埼玉、大阪、神奈川)

平成17年1月1日 伯耆町誕生！！

町章デザイン募集

採用作品(1点)に賞金20万円

優秀賞(4点以内)に賞金2万円

岸本町と溝口町の合併で誕生する伯耆町の町章(町のマーク)を募集します。

町章の要件

新町の名称、風土、歴史、文化、または町の将来像をイメージしたデザイン
町旗、バッジ、封筒などにも使用できるデザイン
用紙の地色を含め4色以内で、グラデーション(ぼかし、濃淡)を使用しないデザイン
単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないデザイン
都道府県章や他市町村章及び他商標等と類似していないデザイン
自作で未発表のデザイン(他の市町村章に応募されたものは、採用されていないものでも不可)

応募資格

鳥取県内在住者又は勤務者。
何点でも応募できます。(ただし、用紙1枚につき1点の応募とします。)

応募方法

応募は指定の応募用紙、または縦横15センチメートルの枠に天地を明記したA4版白色用紙とします。(岸本町・溝口町の各ご家庭には、応募用紙を9月中頃にお配りします。)
用紙1枚につき1作品とします。
応募用紙の余白、または裏面に氏名、郵便番号、住所、電話番号、図案の説明(100字以内)、中学生以下の場合は保護者名を記入してください。
応募は下記のお問い合わせ先に持参、または郵送してください。

募集期間

平成16年9月15日から同年10月15日まで(必着)

賞品

最優秀賞(採用作品)1点に賞金20万円
優秀賞(採用候補作品)4点以内に賞金各2万円

発表

平成16年12月上旬(広報誌及びホームページ等で発表するとともに、採用作品応募者には直接連絡します。)

その他

応募作品は返却しません。
採用作品に関する著作権等一切の権限は、協議会及び伯耆町に帰属します。
採用作品の使用に当たっては、作品に若干の補正を加える場合、またはモノクロで使用する場合があります。
表彰決定後に、類似デザインがあるなど町章の要件に合致しないことが明らかになった場合は、表彰及び採用を取り消すことがあります。

お問い合わせ・応募先

岸本町・溝口町合併協議会事務局(岸本町役場内)

〒689-4133 鳥取県西伯郡岸本町吉長37番地3 電話 0859-68-4662

ほうきちょう
伯耆町のプロフィール

伯耆町は、鳥取県西部にある西日本の名峰大山(別名:伯耆富士)の裾野に広がる町で、平野部には鳥取県三大河川のひとつ日野川が町の南北を流れています。中心となる産業は農業ですが、大山周辺には豊かで美しい自然を利用した観光・リゾート施設が集積しており、年間を通じて多くの方が訪れる町です。

また、日本最古の鬼伝説がある町として、18メートルの鬼の像をシンボルにするなど鬼を利用した町の活性化や、国の重要文化財に指定されている白鳳時代に建立されたと伝えられる大寺廃寺の石製鴟尾(しび)や小野小町の墓と伝えられる五輪塔があり、鴟尾と小野小町を町のマスコットキャラクターに利用するなど歴史や文化が身近な町でもあります。



大山(伯耆富士)

伯耆町の由来	岸本町・溝口町を含む県西部地区は、昔は伯耆の国と呼ばれており、両町民に馴染みのある言葉です。また、両町から眺める大山(伯耆富士)が一番美しく見えることで知られており、新町が伯耆富士のように雄大で力強く発展することを願って名付けられました。
人口	12,663人(平成12年国勢調査)
世帯数	3,557世帯(同上)
面積	139.5平方メートル
特産物	白ねぎ、白菜、じねんじょ、米、わさび、鮎、しいたけ、すいか、地酒、地ビール、友禅染、大山焼
観光地	大山・榊水高原スキー場、榊水高原キャンプ場、大山ガーデンプレイス、岸本温泉ゆうあいパル、みるくの里、県立フラワーパークとっとり花回廊、植田正治写真美術館、鬼ミュージアム、おにっ子ランド、別所川溪流植物園、地ビールレストランガンバリウス
史跡・行事	石製鴟尾、剣十字架石堂、小野小町の墓(伝説)、藤屋炉床、たこ舞神事、オールジャパンジュニアトライアスロン大会

伯耆町の町章デザイン応募用紙

応募する町章デザイン

上

--

下

デザインの趣旨

応募者

住所	〒		
フリガナ		中学生以下の場合	
氏名		保護者名	
電話			

協議第 2 号

平成 1 6 年度 岸本町・溝口町合併協議会補正予算（第 2 号）

平成 1 6 年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は変更することなく、歳出予算の款項目について補正する。

2 歳入歳出予算の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別紙「平成 1 6 年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算書(第 2 号)」による。

平成 1 6 年 9 月 8 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

平成16年度 岸本町・溝口町合併協議会補正予算書(第2号)

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	予 算 現 額				説 明	
			補正前 予算額	補 正 予算額	計	節		
						区 分		金額
1	負担金		4,940	-	4,940			
	1	負担金	4,940	-	4,940			
		1	負担金	4,940	-	4,940		
2	繰越金		2,438	-	2,438			
	1	繰越金	2,438	-	2,438			
		1	繰越金	2,438	-	2,438		
3	諸収入		1	-	1			
	1	諸収入	1	-	1			
		1	諸収入	1	-	1		
計			7,379	0	7,379			

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	予 算 現 額				説 明	
			補正前 予算額	補 正 予算額	計	節		
						区 分		金額
1	事業運営費		7,235	0	7,235			
	1	会議費	1,828	-	1,828			
		1	会議費	1,828	-	1,828		
	2	事務局費	1,319	-	1,319			
		1	事務局費	1,319	-	1,319		
	3	事業推進費	4,088	0	4,088			
		1	事業推進費	4,088	0	4,088	8 報償費 280 賞金 280	
						9 旅費 3 類似作品調査旅費 3		
						11 需用費 990 消耗品費 130 印刷製本費 1,120		
						12 役務費 7 通信運搬費 7		
						13 委託料 700 デザイン補正・規格化 業務委託 700		
2	予備費		143	-	143			
	1	予備費	143	-	143			
		1	予備費	143	-	143		
計			7,378	0	7,378			

平成 16 年度事業説明書(補正2号)

款番号	1	項番号	3	目番号	1
-----	---	-----	---	-----	---

事業名	新町町章制定事業		
概要目的	新町の町章を制定することにより、新町の一体感の醸成と合併時に行われる開庁式等イベントや印鑑登録証・封筒など新町の発行物に速やかに対応することを目的とする。		
事業効果	合併時に事務面での新町移行作業を円滑に行うことができる。		
実施方法	<p>公募によりデザインを募集し、協議会において決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 募集 チラシ、広報誌、ホームページ等で広く募集を呼びかける。 2. 絞込 協議会委員により5点前後に絞り込む。 3. 採用作品決定 協議会委員の協議、又は無記名投票で決定する。 4. 作品補正 採用作品を使用する際に誰でも利用しやすくするため、色・デザインを規格化し、CDデータとして保存する。併せてロゴタイプも組み合わせることで今後のデザイン使用方法を統一する。 5. その他 賞品 採用作品1点に賞金20万円 採用候補作品4点以内に賞金各2万円 <p>町章の商標登録を行う必要がある場合は、新町で行うものとする。 歳入については、補正を行わない。</p> <p>まちづくり計画及び同ダイジェスト版印刷製本予算額 2,000,000円 使用見込み額 800,000円 差引き補正減額 1,200,000円・・・これを流用し、本事業費とする。</p>		
【経費積算】		積算額	補正額
報償費	賞金(1名 × 200,000 円) + (4名 × 20,000 円)	280,000	280,000 円
出張旅費	類似デザイン調査旅費(発明協会) 2名 × @1,100円	2,200	3,000 円
消耗品費	コピー・コピー用紙等一式 40,000円 町章パネル作成 90,000円	130,000	130,000 円
印刷製本費	チラシ等印刷代一式	80,000	80,000 円
通信運搬費	電話・郵便代	7,000	7,000 円
委託料	デザイン補正・規格化業務委託一式	700,000	700,000 円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
計		1,199,200	1,200,000 円

提案第 1 号

新町の町章の決定方法について

新町の町章の決定方法については、別紙のとおりとする。

平成 16 年 9 月 8 日提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

新町の町章の決定方法

1. 絞込

(1) 絞込の目的及び概要

応募作が多数の場合に、採用候補作品を絞り込むことによって、審査期間を短縮することを目的とする。

各協議会委員は、審査対象作品の中から採用候補作品を推薦する。複数の委員から推薦された作品を対象に協議又は無記名投票により5点程度に絞り込む。

(2) 絞込作業の方法

選考基準による選考

委員の協議により、募集要綱に示した下記A～Gの町章の基準に1つ以上該当しないものを失格とする。応募作品が多い場合は、委員は5人程度が1組となり、4組でそれぞれ4分の1の作品について審査を行い、同組で2人以上の委員が基準項目の1つ以上に該当しないと判断した作品は失格とする。

下記基準のFについては、候補作品が決定した後に、事務局が調査する。

- A. 新町の名称、歴史、風土、文化、将来像をイメージしたものであること。
- B. 町旗、バッジ、封筒等の印刷物などにも使用できるものであること。
- C. 用紙の地色を含めて4色以内であること。
- D. グラデーション（ぼかし、濃淡）を使用していないこと。
- E. 単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。
- F. 都道府県章や他市町村章及び他商標等と類似していないこと。
- G. 自作で未発表の作品であること。

委員の主観による選考

各委員の主観により、町章の候補にふさわしいと思われるものを各委員が5点以内で推薦する。

委員の協議による選考

各委員が選考した作品の中から、複数の委員から推薦のあった作品を対象にして、協議により町章の候補にふさわしいと思われるもの5点を選考する。

候補数は、委員の協議により3点～7点の範囲で変更できるものとする。

複数の委員から推薦のあった作品がない、または2点以下であった場合は、各委員は審査対象作品の中から作品2点を推薦する。ここで推薦された作品は、すべて協議の対象とする。

各委員の推薦と投票による選考（ で決定しない場合）

各委員が、 の協議対象となった作品で合意に達した作品以外で各委員が推薦した作品の中から、町章の候補にふさわしいと思う作品3点を選び投票する。得票の最も高いものから順に町章候補とし、 で選ばれた作品と得票上位から合計5点の作品を候補とする。

第1回の投票で決定しない場合は、投票結果を参考に協議により決定、または再投票を行う。再投票を行う場合は、最下位の作品を除いた作品の中から第

1 回と同様な手順で投票を行うものとする。

得票数が同点等のため、5 点にしがたい場合は、協議により 3 点～7 点の範囲で候補数を変更できるものとする。

注：委員の協議の結果、応募作品の中に町章にふさわしい作品がないと判断した場合は作業を終了し、新町において改めて町章を検討するものとする。

2．類似作品調査

(1) 調査の目的及び概要

都道府県章、他市町村章及び他の商標等に類似したものが無いことを確認する。他に類似したものがあつた場合は、候補作品の対象としない。

(2) 調査の方法

都道府県章及び市町村章の調査

職員が都道府県章及び市町村章を網羅した書籍により調査する。

商標の調査

職員が特許庁ホームページの特許電子図書館の検索システム（IPDL）により調査、又は社団法人発明協会鳥取県支部に調査を依頼する。

3．協議会決定

(1) 決定の目的及び概要

新町の町章を決定する。

協議会委員 2 名（監査委員を除く。）による協議又は無記名投票により最優秀作品（採用作品）1 点と優秀作品 4 点以内を決定する。

(2) 決定の方法

絞込作業により町章候補となつた作品について協議会委員で協議を行い、合意に至つたものを町章又は次点として決定する。

合意に至らない場合は、各委員が最優秀作品（採用作品）1 点と優秀作品（次点作品）1 点を選び投票する。最優秀作品として投じられた票は 1 票につき 2 点、優秀作品として投じられた票は 1 票につき 1 点で集計し、得点の最も高いものを最優秀作品とする。また、得点の高い順に 2 番目から 4 番目までの作品を優秀作品とする。

第 1 回の投票で決定しない場合は、投票結果を参考に協議により決定、または再投票を行う。再投票を行う場合は、最下位の作品を除いた作品の中から第 1 回と同様な手順で投票を行うものとする。

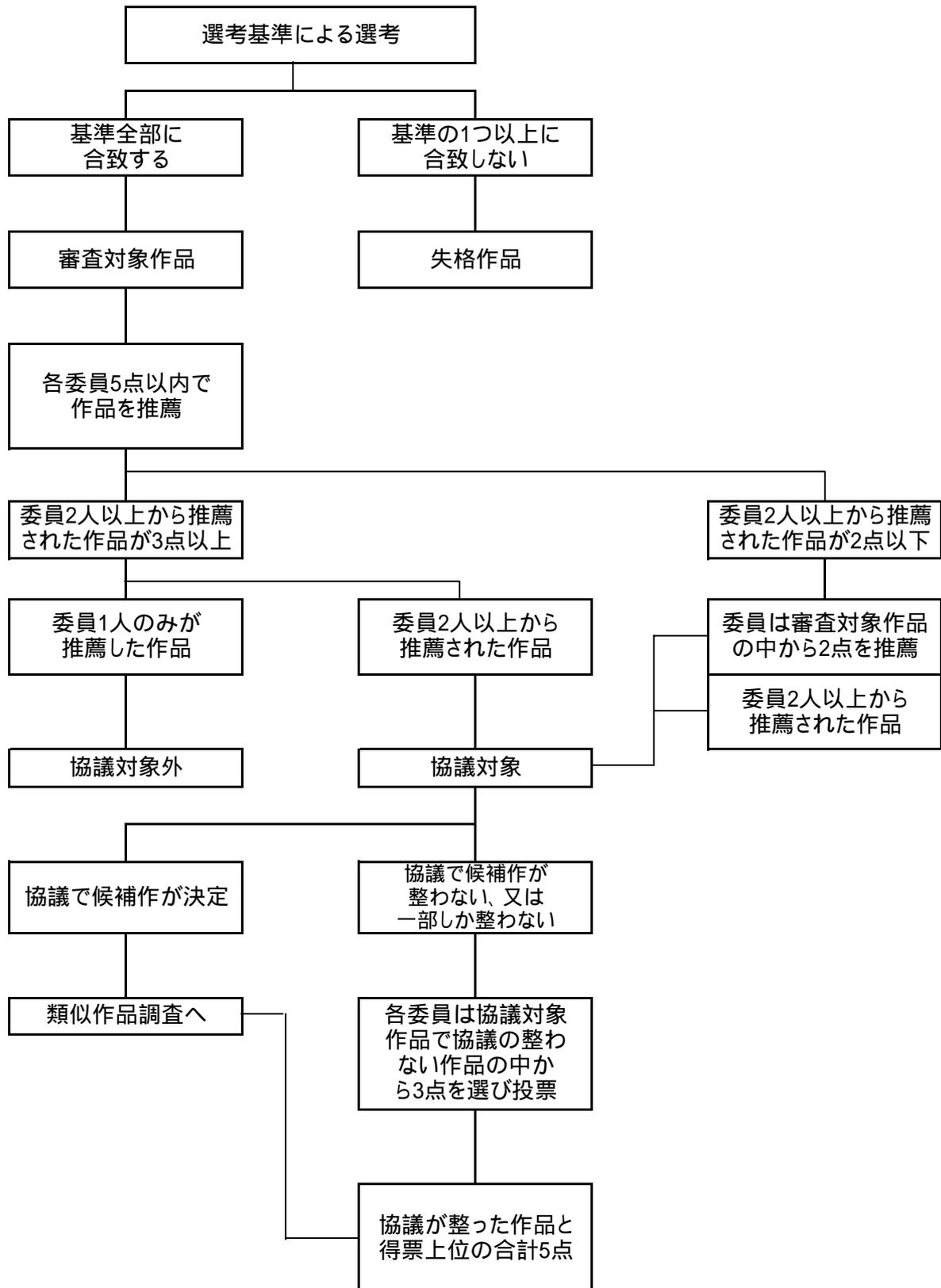
優秀作品については、得点数が同点等の場合には、協議により 4 点以内の範囲で優秀作品数を変更できるものとする。

決定までスケジュール案

期 日	項 目
9月15日～10月15日	作品募集期間
10月20日	応募作品一覧を委員に配布
10月27日	絞込作業
10月28日～11月19日	類似作品調査
11月下旬又は12月8日	協議会決定

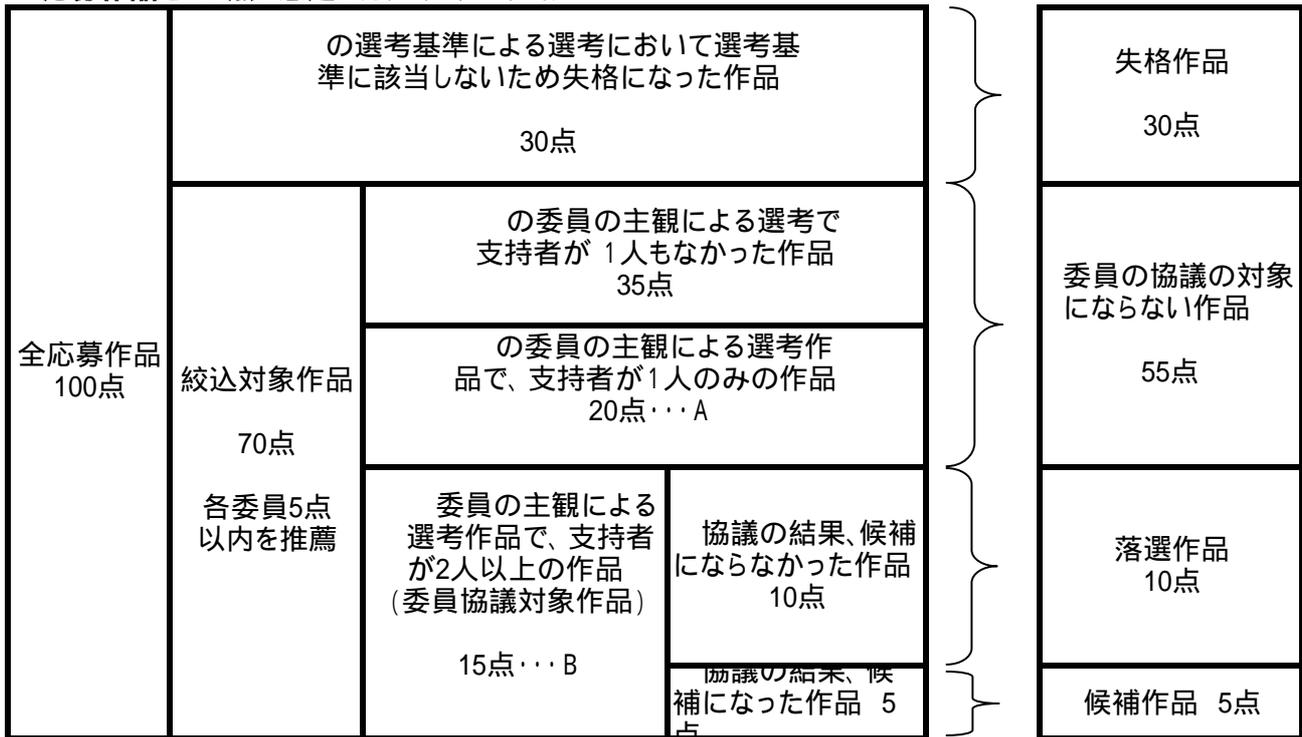
協議会決定後に、採用作品の補正、規格化、ロゴタイプ作成を行う。

絞込作業フローチャート

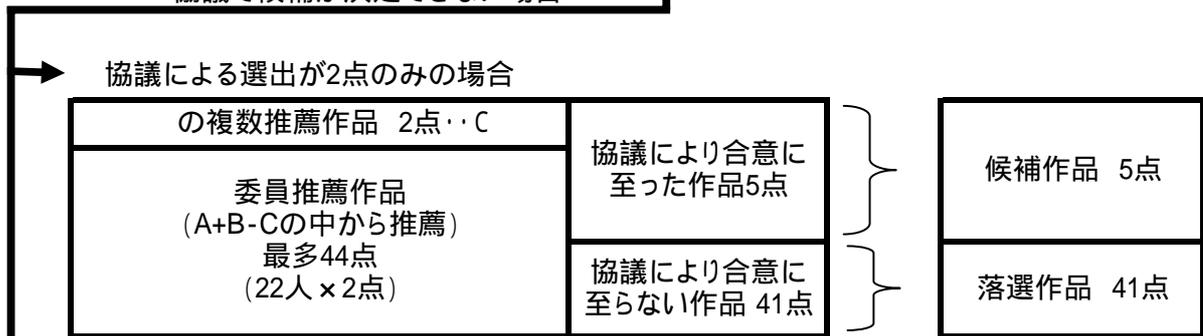


絞込作業説明図

応募作品を100点と想定したシミュレーション

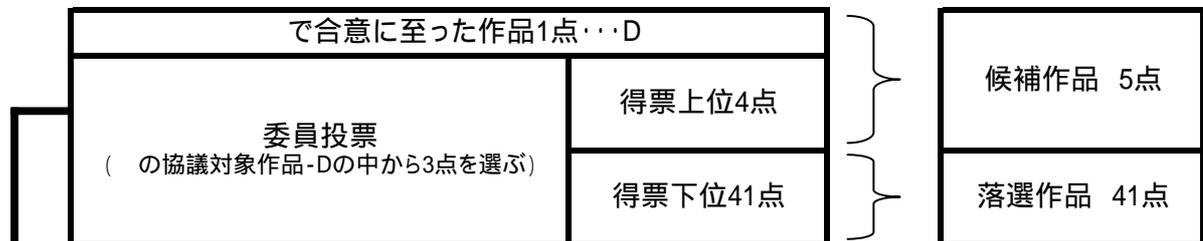


協議で候補が決定できない場合



候補作品が3点以上7点以内で5点に絞りがたい場合は、委員の合意により候補作品数を変更することができる。

合意に至った作品が1点で投票になった場合
(最優秀作品1点と次点1点を選び投票)



投票の結果、候補作品が3点以上7点以内で5点に絞りがたい場合は、委員の合意により候補作品数を変更することができる。その場合は、再投票等は行わない。

第1回投票で決定しなかった場合

- ・第1回投票結果を参考に協議により決定
- ・第1回投票結果を参考に協議しても合意に達しない場合は、再投票
(最下位の作品を除いた中から、最優秀作品1点と次点1点を選び投票)